

「豊橋市斎場整備・運営事業」について、平成30年12月14日付けで事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により、事業契約の内容を公表します。

平成30年12月14日

豊橋市長 佐原 光一

1 公共施設等の名称及び立地

豊橋市斎場

豊橋市飯村町字北池上52番地36及び52番地228

2 選定事業者の商号又は名称

豊橋市大国町98番地

P F I 豊橋市斎場株式会社

代表取締役 郡司 哲夫

3 公共施設等の整備等の内容

施設整備業務

維持管理業務

運営業務

既存施設の解体・撤去等業務

4 契約期間

平成30年12月14日から平成53年3月31日まで

5 契約金額

金7,230,683,529円に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりです。

(市の事由による解除)

第63条 市は、本事業の実施の必要がなくなった又は本件施設の転用が必要となったと認める場合には、180日以上前に事業者へ通知のうえ、本指定を取り消し、本契約の全部（一部は不可。ただし、市による完成確認又は納品検査が完了している部分は除く。以下同じ。）を解除することができる。

(事業者の債務不履行等による解除)

第64条 次の各号の一に該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本指定をせず、又は取り消し、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 事業者が、設計業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ市が相当期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合には、この限りでない。
- (2) 引渡日から30日間が経過しても、維持管理業務及び運營業務の着手ができないとき又は引渡日から30日間が経過しなくても引渡予定日までに当該維持管理業務及び運營業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
- (3) 事業者が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によって、当該申立てがなされたとき。
- (4) 事業者が、第52条の定めるところに従い作成する業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
- (5) 事業者が本契約上の義務に違反し、かつ市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (6) 基本協定が解除された場合
- (7) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- (8) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（その後の改正を含め、以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している

とき。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク いずれかの構成企業が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市は事業者を介して当該構成企業に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業がこれに従わなかったとき。

2 市は、前項各号に定めるところのほか、第58条第1項の定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、事業者が実施する維持管理業務及び運営業務の水準が業務水準を満たさないと判断した場合、同条第2項の定めるところに従って事業者に対してその是正を勧告するほか、別紙7（サービス購入費の減額の基準と方法）の定めるところに従い、本指定を取り消し、本契約の全部を解除することができる。

3 事業者は、契約の履行にあたって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

（市の債務不履行による解除等）

第65条 市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後60日以内に当該違反を改善しない場合、事業者は、本契約の全部を解除することができる。

2 市が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス購入費その他の金銭の支払いを遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合を乗じて計

算した金額（1年を365日とする日割計算）を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

（法令の変更及び不可抗力）

第66条 法令の変更若しくは不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき、本契約及び業務水準に従って本件施設の整備ができなくなったとき、既存施設の解体・撤去等業務の遂行ができなくなったとき若しくは維持管理業務及び運営業務の遂行ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務水準に従って本件施設の整備、既存施設の解体・撤去等又は本件施設の維持管理業務及び運営業務を遂行するために追加的な費用が必要な場合、事業者は市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

2 法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に前項の協議が調わない場合、市は事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害、損失又は費用の負担は、別紙4（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）及び別紙8（法令変更による費用の負担割合）に記載する負担割合によるものとする。

3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に第1項の協議が調わない場合で、かつ本契約の履行に多大の費用を要すると判断される場合は、市は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

4 市は、第14条第3項第3号及び第4号、第36条第2項第3号及び第4号、第38条第1項第3号及び第4号、並びに第40条第3項の規定による市の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

5 市は、前2項に基づき本契約を解除することができる場合、事業者に書面で通知することにより、次のいずれかの措置を講じることができる。

(1) 市は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に定める手続を行った上で、本指定を取り消すことができる。

(2) 市は、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

7 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりです。

(契約期間)

第62条 本契約の契約期間は、本契約成立日から平成53年3月31日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了するほか、市が本条例又は本契約に定める条件に従い本指定を取り消した場合、本契約は、他に特段の手続を要せず当該指定取消の効力が生じると同時に当然に終了する。

2 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の終了にあたっては、市に対して、市が継続使用できるよう本件施設の維持管理業務及び運營業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ事業者が用いた維持管理業務及び運營業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行い、また要求水準書に基づき、市が合理的に満足する様式及び内容により本事業期間終了後の長期維持管理計画書を作成のうえ、市に提出するものとする。

(引渡日前の解除の効力)

第68条 引渡日（同日を含まない。）前に第63条ないし第66条の定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、本件施設（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。

(1) 第64条に定めるところにより本契約が解除された場合で、市が当該解除後に本件施設を利用するときは、市は、事業者の費用負担において、市による完成確認又は納品検査が未了の本件施設を検査したうえで、検査に合格した本件施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとする。市が合格部分を買受け又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合、市は、その対価の支払債務と、第70条第1項第1号及び同条第4項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお残額があるときは、支払時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。また、これにより市に回復されない損害があるときは、その部分について市は、事業者に対し損害賠償請求できる。また、既に市による完成確認又は納品検査が完了している本施設については、市は事業者に対して、サービス購入費のうち施設整備に係る対価に相当する額を別紙6（サービス購入費の金額

と支払スケジュール) に定めるところに従い支払うものとする。

- (2) 第63条又は第65条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による完成確認又は納品検査が未了の本件施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対して、その対価及び第70条第4項に定めるところの損害賠償額の総額に支払時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認又は納品検査が完了している本施設については、市は事業者に対して、サービス購入費のうち施設整備に係る対価に相当する額を、別紙6（サービス購入費の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。
- (3) 第66条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による完成確認又は納品検査が未了の本件施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対し、その対価に支払い時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認又は納品検査が完了している本施設については、市は事業者に対して、サービス購入費のうち施設整備に係る対価に相当する額を、別紙6（サービス購入費の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。
- (4) 前3号に定めるところの検査に際して市が必要と認めるときは、市は、その理由を事前に事業者に対して通知したうえ、本件施設を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項にかかわらず、引渡日（同日を含まない。）前に本契約が解除された場合で、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができ、事業者はこれに従うものとする。この場合、解除が第63条、第65条又は第66条に基づくときは、市がその費用を負担するものとし、第64条に基づくときは、事業者がその費用を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第64条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の求めるところ

に従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分及びその費用について異議を申し出ることができない。

- 3 本件施設のうち維持管理業務及び運営業務が着手されている部分がある場合、当該維持管理業務及び運営業務の対象となっている本件施設に関する限りにおいて、次条第2項及び第3項並びに第4項第3号第2文を準用する。

(引渡日後の解除の効力)

第69条 引渡日(同日を含む。)後に第63条ないし第66条の定めるところにより本指定が取り消され本契約が解除された場合、本契約は、将来に向かって終了する。この場合、市は、第41条に定めるところに従って引渡しを受けた本件施設の所有権を引き続き所有するものとする。

- 2 前項の場合、市は、本契約が解除された日から10日以内に本件施設の現況を検査したうえ、本件施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。事業者は、その費用負担において本件施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。市は、当該通知の受領後10日以内に修補の完了検査を行うものとする。

- 3 前項の手續終了後、事業者は、速やかに維持管理業務及び運営業務を、市又は市の指定する者に引き継ぐものとし、市又は当該第三者が維持管理業務及び運営業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。

- 4 前項の定めるところに従って、市が維持管理業務及び運営業務を引き継いだ後、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、サービス購入費を取り扱うものとする。

(1) 本契約の解除が第64条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入費のうち未払いの施設整備に係る対価を、別紙6(サービス購入費の金額と支払スケジュール)の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により本件施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ市の被る損害額が未払いの施設整備に係る対価を上回る場合には、市は、サービス購入費のうち未払いの施設整備に係る対価に相当する部分の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺することにより、サービス購入費のうち未払いの施設整備に係る対価の支払義務を免れることができるものとする。なお、これにより市のその余の損害賠償の請求は、妨げられないものとする。

(2) 本契約の解除が第63条又は第65条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入費のうち未払いの施設整備に係る対価を別紙6(サービス購入費の金額と支払スケジュール)の定めるところに従い支払うとともに、第70条第4項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき支払時点までの利息(支払遅延

防止法第8条に準じて算出する。)を、一括払い又は分割払いにより事業者に対し支払うものとする。

- (3) 本契約の解除が第66条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入費のうち未払いの施設整備に係る対価を、別紙6（サービス購入費の金額と支払スケジュール）の定めるところに従い支払うものとする。また、市は事業者が維持管理業務及び運営業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。
- (4) 事由の如何を問わず、本契約の解除日以降、市は、維持管理業務及び運営業務に係るサービス購入費のうち未払いのものの支払義務を免れるものとする。ただし、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する維持管理業務及び運営業務に係るサービス購入費に関しては、実働ベースで精算を行って支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第70条 第64条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額（消費税等を含む）を市の指定する期限までに支払うものとする。

- (1) 引渡日（同日を含まない。）までに解除された場合

サービス購入費のうち、本施設の施設整備業務及び既存施設の解体・撤去等業務に係る対価（サービス購入費A～D）から割賦金利相当額を控除した金額の100分の10に相当する額

- (2) 引渡日（同日を含む。）以降に解除された場合

解除日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務及び運営業務の遂行に係る対価総額（サービス購入費E～G及びサービス購入費I）の100分の10に相当する額

- 2 前項第1号の場合において、第24条の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。
- 3 第64条各項に基づく解除に起因して市が被った損害額が本条第1項の違約金額を上回る場合、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払うものとする。
- 4 第63条又は第65条の規定により本契約が解除された場合、市は、当該解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところに従って支払うものとする。

（保全義務）

第71条 事業者は、解除の通知がなされた日から第68条第1項各号に基づく引渡し又は第68条第3項若しくは第69条第3項による維持管理業務及び運営業務の引継ぎ完了のときまで、本件施設（出来形部分を含む。）について、自らの責任及び費用において、合理的な保全措置をとらなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第72条 事業者は、第68条第1項第1号ないし第3号に基づく引渡し又は第69条第3項に基づく維持管理業務及び運営業務の引継ぎの完了と同時に、市に対して、設計図書及び完成図書（ただし、既に事業者が提出しているものを除く。また、本契約が本件施設の引渡日前に解除された場合、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。）その他本件施設の整備及び修補に係る書類並びに本件施設の維持管理業務及び運営業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

2 市は、前項に基づき提出を受けた図書等を本件施設の施設供用のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、事業者は、市による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

(所有権の移転)

第73条 事業者は、第68条第1項第1号ないし第3号に基づき本件施設又はその出来形の所有権を市に移転する場合、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に対して移転しなければならない。